

令和２年第８回平取町議会定例会 （開 会 午前９時３０分）

議長

皆さんおはようございます。ただいまより本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は１２名で会議は成立します。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第１２２条の規定によって７番萱野議員、それと８番井澤議員を指名いたします。日程第２、議案第１号教育委員の任命についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第１号、教育委員の任命について、平取町教育委員会委員に次の方を任命したいので議会の同意を求めるものでございます。その方は住所、沙流郡平取町字荷葉１１番地２、氏名、和田与志男氏です。生年月日は昭和３９年４月１日で５６歳でございます。次のページをお開きください。経歴の概略ですけれども、学歴は奈良県天理教校専修科を卒業され、昭和５９年４月１日から宗教法人天理教高安大教会職員、平成１１年からは宗教法人天理教平取分教会代表役員を務められております。平成１０年４月よりは北海道日高雅楽会の会長も務められております。公職歴は記載のとおり、静内地区保護司会平取分区保護司、平取町民生委員児童委員、平取町消防団第一分団部長、平成２０年１０月からは教育委員会委員も３期務められておりまして、再度任命をさせていただくものでございます。和田氏は人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し見識を有し、教育委員会制度にも深い理解を示していただいております適任者と判断しておりますので、ご同意についてご審議のほどお願い申し上げます。以上です。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について任命同意することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って日程第２、議案第１号教育委員の任命については任命同意することに決定しました。

日程第３、議案第２号監査委員の選任についてを議題とします。本件は同意案件ですので山田監査委員の退席を求めます。

（山田監査委員 退席）

それでは提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第２号監査委員の選任について、平取町監査委員に次の方を選任したいので議会の同意を求めるものでございます。その方は住所、沙流郡平取町本町３

4 番地 7、氏名、山田和博氏です。生年月日は昭和 28 年 2 月 8 日 67 歳でございます。次のページ、経歴の概要でございます。学歴は昭和 46 年 3 月に松下幸之助商学院を卒業され、平成 29 年 4 月まで有限会社山田電器商会取締役社長を務められております。公職歴は平取町商工会理事、監事、静内地区保護司会平取分区保護司、平取消防団第一分団分団長などを務められ、平成 20 年 10 月からは平取町監査委員として 3 期にわたり務めていただいております。この度、再任をさせていただくものでございます。山田氏は人格が高潔で、自治体の財務管理、業務の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた見識を有する方で、監査委員制度にもご理解を示していただいております適任者と判断しておりますので、ご同意についてご審議のほどお願い申し上げます。以上です。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について選任同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第 3、議案第 2 号監査委員の選任については選任に同意することに決定しました。

(山田監査委員 着席)

日程第 4、議案第 3 号公平委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第 3 号、公平委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。この度、現在選任させていただいている 3 名の方の任期が令和 2 年 9 月 30 日となっておりますので、それに伴い新たな委員を選任し議会の同意を求めるものでございます。6 ページから説明をさせていただきます。まずお一人目、住所、沙流郡平取町字荷葉 11 番地 2、氏名、和田ともよ氏でございます。生年月日は昭和 42 年 3 月 14 日 53 歳でございます。平成元年 3 月北海道衛生学院助産婦科を卒業され、現在、非常勤看護師として社会福祉法人平取福祉会平取デイサービスセンターに勤務されてございます。公職歴は平成 7 年 6 月から平取消防団女性消防団員も務めており、平成 27 年 12 月からは平取町公平委員も 2 期務めていただいております。今回、再任をさせていただくものでございます。7 ページでございます。次に沙流郡平取町字幌毛志 93 番地 4、鈴木透氏でございます。生年月日は昭和 35 年 1 月 25 日 60 歳でございます。学歴は北海道静内高校農業科を卒業されており、公職歴は平成 20 年 11 月から 24 年 10 月まで平取町総合計画の審議会委員、平成 22 年 4 月からは平取町立振内小学校の評議員を務めていただいております。平成 28 年 6 月からは公

平委員にも任命させていただき今回再任をさせていただくものでございます。次のページをお開き下さい。3人目でございますけれども住所、沙流平取町字貫気別253番地3の氏名、櫛田正嗣氏でございます。生年月日は昭和30年8月3日65歳でございます。経歴の概要ですけれども、学歴は北海道岩見沢農業高等学校農業科を卒業され、昭和49年4月から農業を後継してございます。公職歴は昭和52年5月から長きに渡り平取町消防団員を務められ、平成10年から平取町社会福祉協議会評議員、平成16年12月から平成23年1月まで民生委員としてご尽力をいただいております。この度、中村委員に代わりまして新たに平取町公平委員会委員として任命をさせていただくものです。以上3名の方々は人格見識が高く公平委員会制度にも深い理解を示していただいております、適任者と判断しておりますのでご同意についてご審議のほどお願い申し上げます。以上です。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本件は3名の任命同意が求められておりますので採決は1名ずつ行います。公平委員として和田ともよ氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。次に鈴木透氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。次に櫛田正嗣氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第4、議案第3号公平委員の選任については3氏の選任に同意することに決定しました。

日程第5、議案第4号平取町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第4号平取町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので、議案書9ページをお開き願います。平取町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。次のページをご覧ください。平取町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のとおり改正するものです。今回の改正理由については人事院規則の一部を改正する規則が令和2年3月18日に公布・施行し、改正後における規則の規定は同年1月27日から遡及して適用されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の防疫等作業

に従事した職員について特例措置として防疫等作業手当を支給するため、国などの取り扱いに準じ所要の改正を行うものであります。今回の改正による平取町における対象業務につきましては北海道人事委員会規則で定める業務を参考とし、地域の実情に応じてこの条例を制定しようとするものであり、1つは患者等の移送時に行う介助業務、2つ目はクラスター発生施設における診療、看護又は検体採取業務、3つ目はクラスター発生施設におけるゾーニング又は感染症対策指導等の業務、4つ目は自宅等において行う検体採取業務などであります。それでは改正内容についてご説明申し上げますので、11ページの新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の左側の下線箇所が改正案となり今回、附則を附則第1項とし附則に次の2項を加えるものであります。2、職員が新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第2条に規定する期間の期日までの間に限り、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れる病院、診療所及び収容する施設の内部、又はこれに準ずる区域若しくは場所として町長が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって町長が定めるものに従事したときは、感染症防疫等作業手当を支給する。3、前項の手当の額は作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他、町長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては4,000円）とするものであります。また今回、新旧対照表に追加規定する「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」が時限立法であり、同令の施行の日から起算して1年を経過する日をもって失効することとされていることから、この防疫等作業手当は一時的な特例措置として位置付け、本則ではなく附則にて規定するものであります。なお附則と致しまして、この条例は公布の日から施行し改正後の平取町職員の特殊勤務手当に関する条例附則第2項及び第3項の規定は、令和2年4月1日から適用するものであります。以上、平取町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げましたので、ご審議の程宜しくお願い致します。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論ありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って日程第5、議案第4号平取町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第5号平取町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議

題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

議案第5号平取町防災会議条例の一部改正についてご説明申し上げますので議案の12ページをご覧ください。平取町防災会議条例の一部を次のとおり改正しようとするものです。議案書の13ページ、14ページをご覧ください。平取町防災会議条例の第3条第5項中第8号を9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号に陸上自衛隊の部隊又は機関の長を加え、同じく第3条第5項に第10号町長が特に防災上必要と認める団体の役員のうちから任命する者を加えようとするものです。また第3条第6項中22名を25名に改めようとするものです。改正理由についてご説明申し上げます。第3条では防災会議の組織について規定され、その第5項では委員の組織について規定がされています。道の職員、北海道警察の警察官、教育委員会の教育長等、具体的な機関と職名により町長の任命、指名等により組織することとなっていますが、ここに陸上自衛隊の部隊または機関の長と町長が特に防災上必要と認める団体の役員のうちから任命する者を加え組織の補強を図ろうとするものです。自衛隊につきましては気候変動による自然災害の激甚化に伴い各種会議等での協議、連携する機会が増えていること、避難行動要支援者に関して協定を締結するなど防災会議での協議に参加していただくことが相当する関係機関であり、既に防災会議を開催する際にはオブザーバーという立場で出席をお願いしていることもあり今回の改正の提案に至っております。町長が特に防災上必要と認める団体の役員のうちから任命する者につきましては、避難行動要支援者の支援に関して自治会との連携が必要であることから、具体的に平取町自治振興会長を想定して改正を提案するものであります。こちらにも既に防災会議の避難行動要支援者の支援に関連して出席をお願いしているところです。第6項は第5項の改正に伴う定数の増員についての提案となります。以上、ご説明いたしましたのでご審議の程よろしく願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。10番藤澤議員。

10番
藤澤議員

10番藤澤です。ただいまの説明でほぼ、私個人的には色々、北海道含めた防災訓練と申しますか、大々的に行われた経験を2・3度していますが、ただいまの提案については町長の判断ですぐ、北海道では誰々、その傘下には誰々というふうにすぐ組織されるものなんでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

お答え致します。防災会議の役員については細かく条例の方でご説明申し上げたとおり、その機関名と役職で位置づけをされております。また国の方で定めている公共防災機関というのが4月に告示をされるかたちになっていまして、

例えば郵便局ですとか、そういったところの役員さんとかはそういったものに位置づけられていまして、そういったことでこの地域の防災会議にも参加していただくような規定の流れもありまして、大体どこの町村も22名程度で、我々の条例に沿ったような方々にご賛同いただいているかたちとなっています。自衛隊については最近この防災会議に加える町村が増えてきている状況でありまして、今現在、日高管内では日高町と今回改正となれば平取町が自衛隊を加えている町というかたちになります。

議長

よろしいですか。他にありませんか。

(質疑なしの声)

質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第6、議案第5号平取町防災会議条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第7、議案第6号平取町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

意見案第6号、平取町災害対策本部条例の一部改正についてご説明を申し上げます。議案書の15ページをご覧ください。平取町災害対策本部条例の一部を次のとおり改正しようとするものです。議案書の16ページ、17ページをご覧ください。平取町災害対策本部条例の1条中第6項を「の2第8項」に改めようとするものです。改正理由についてご説明いたします。災害対策基本法につきましては国民の生命、身体及び財産を災害から保護し社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的に定められており、災害対策に関して国・都道府県・市町村・指定公共機関等の責務を明確にするとともに、防災に関する組織についてもこの法律で明確にされています。都道府県及び市町村において地方防災会議、災害対策本部を設置することもこの法律により規定されています。全ての都道府県及び市町村に防災会議、災害対策本部が設置をされています。この災害対策基本法の改正により町が本条例に定める根拠となっている条項、第23条第6項、市町村災害対策本部に関し必要な事項は市町村の条例で定めるが第23条の2第8項に改められていることから、改め文及び新旧対照表のとおり改正をしようとするものです。以上、ご説明いたしましたのでご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。3番四戸議員。

3 番 四戸議員	3 番四戸です。今、災害本部の条例ということで確認しておきたいことがございますので質問いたします。私たちも災害本部は役場が本部になるんだというふうに理解しておりますけども、昨日も質問しておりますけども 2 年前の地震災害の時には役場も停電して関係者も大変な思いをしたと思いますけど、もし同じようなことが起きて、役場が機能しなかった場合に一応、ふれあいセンターというふうに聞いておるんですけども、その辺をもう一度確認しておきたいなと思います。いかがでしょうか。
議長	まちづくり課長。
まちづく り課長	お答えいたします。災害対策本部につきましては今のご発言どおり、役場にその本部を置きまして本部長を町長と定めることとしています。ただ今般の災害の激甚化に伴いまして、その代替について防災計画で改めて定めをしてございます。具体的には災害対策本部の役場がその機能を果たさなくなった時は、本部をふれあいセンターに移すというかたちで定めております。あともし万が一、町長の身に何かがありまして本部長を務められない場合は副町長というようなかたちで、必ず本部機能を失わないような規定の方、改めて計画の方に定めているところでございます。
議長	よろしいですか。3 番四戸議員。
3 番 四戸議員	3 番四戸です。課長の今の説明でおよその事は分かりましたけども、例えばさっきも言いましたけどもここが本部として使えない場合にそれに関わる関係者、それとふれあいセンター何かの準備はすぐ対策本部としてできるのか、その辺も確認しておきたいと思います。
議長	まちづくり課長。
まちづく り課長	お答えします。役場庁舎についてはかなり庁舎が古くて本町地区の後期計画の再編成の建物にも上がっていることから、防災の対策について今この施設について特に行っているということではないんですが、代わりに代替施設のふれあいセンターにつきましてはもし電源を非常時、失ったとしても太陽光電池の方を今現在は設置をしておりますして、国の指定する 7 2 時間の給電が可能な状況となっています。ですから例えば庁舎が壊滅的に使えない状況にならなくても、電源を失ってしまった場合、今現在は平取庁舎ですとおよそ 1 0 時間ぐらいしか機能しないので例えばその後、必要に応じてふれあいセンターに移すというようなことも想定してシミュレーションを行っております。
議長	よろしいですか。他になれば質疑を終了いたします。次に討論を行います。

反対討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って日程第7、議案第6号平取町災害対策本部条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第7号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第7号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約についてご説明申し上げますので、議案書18ページをお開き願います。今回の提案理由については北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の構成団体について解散による脱退異動があり、その規約の一部を変更する必要性が生じたことから、地方自治法第290条の規定に基づき同組合を構成する町の議会の議決を求めるものであります。変更内容についてご説明致しますので議案書19ページをお開き願います。同組合規約別表第1中、「山越郡衛生処理組合」、「奈井江、浦臼町学校給食組合」及び「札幌広域圏組合」をそれぞれ組織の解散により削除するものであります。なお附則と致しまして、この規約変更案は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行しようとするものであります。以上、「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約案」に関しご説明申し上げましたのでご審議の程宜しくお願い致します。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って日程第8、議案第7号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更については原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第8号北海道市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第8号北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についてご説明申し上げますので、議案書20ページをお開き願います。今回の提案理由については北海道市町村総合事務組合の構成団体について解散による脱退異動が

あり、その規約の一部を変更する必要が生じたことから地方自治法第290条の規定に基づき、同組合を構成する町の議会の議決を求めるものであります。変更内容についてご説明致しますので議案書21ページをお開き願います。同組合規約・別表第1、石狩振興局(12)の項中「(12)」を「(11)」に改め、「札幌広域圏組合」を削り、同表、渡島総合振興局(16)の項中「(16)」を「(15)」に改め、「山越郡衛生処理組合」を削り、同じく同表、空知総合振興局(32)の項中「(32)」を「(31)」に改め、「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削除するものです。また別表第2の9の項中「札幌広域圏組合」、「山越郡衛生処理組合」及び「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削除するものであります。なお附則と致しまして、この規約変更案は地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行しようとするものであります。以上、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約案に関しご説明申し上げますので、ご審議の程宜しくお願い致します。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第9、議案第8号北海道市町村総合事務組合規約の一部変更については原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第9号北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第9号北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約についてご説明申し上げますので、議案書22ページをお開き願います。今回の提案理由については北海道市町村職員退職手当組合の構成団体について、解散による脱退異動があり、その規約の一部を変更する必要が生じたことから、地方自治法第290条の規定に基づき同組合を構成する町の議会の議決を求めるものであります。変更内容についてご説明致しますので、議案書23ページをお開き願います。同組合規約・別表(2)、一部事務組合及び広域連合の表、渡島管内の項中「山越郡衛生処理組合」、同表、空知管内の項中「奈井江、浦臼町学校給食組合」をそれぞれ解散により削除するものであります。なお附則と致しまして、この規約変更案は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行しようとするものであります。以上、北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約案に関しご説明申し上げますので、ご審議の程宜しくお願い致します。

議長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 （質疑なしの声） 質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。 （討論なしの声） 討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手） 挙手多数です。従って日程第１０、議案第９号北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更については原案のとおり可決しました。 日程第１１、議案第１３号財産の取得についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。生涯学習課長。
生涯学習課長	それでは議案第１３号財産の取得についてご説明申し上げますので、本日追加でお配りしております議案をご覧ください。本件は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第３条の規定によりまして、取得する財産の価格が１０００万円以上になることから議会の議決を得ようとするものです。今回、取得する財産につきましては小学校教育用パソコンでございます。型式につきましてはタブレット型パソコン、ＮＥＣ社製で片番はＰＣ－ＶＥＥ１１Ｒ５Ｄ６４Ｇ８となっております。数量は２７０台でございます。取得金額につきましては１９１８万６２００円でございます。取得の相手方は平取町本町５番地３、有限会社なかやま電器、代表取締役、仲山功氏であります。以上、ご説明申し上げましたのでご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	これから質疑を行います。質疑はございませんか。 （質疑なしの声） 質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。 （討論なしの声） 討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手） 挙手多数です。従って日程第１１、議案第１３号財産の取得については原案のとおり可決しました。 日程第１２、議案第１４号工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。
建設水道課長	それでは本日の追加議案になります議案第１４号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。この工事につきましては９月１１日に入札を執行いたしましたが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき議会の議決を得ようとするものでございます。工事名、仁世宇川沿線

仁世宇1号橋上部工製作工事、工事場所、沙流郡平取町字仁世宇、工事概要、工場製作工、鋼橋架設工、仮設工、各一式でございます。請負金額につきましては9625万円、契約の相手方につきましては、室蘭市崎守町385番地、株式会社檜崎製作所、代表取締役社長、小櫻義隆氏であります。なお工期につきましては令和3年3月26日であります。本工事の入札指名につきましては当初5社を指名いたしましたが、4社が技術者の配置が困難との理由から入札参加を辞退し、株式会社檜崎製作所1社のみの参加でございました。落札率は99.5%であります。また新しい橋の建設場所につきましては現在の位置より80メートルほど下流側に建設し、今回の工事完成も床版、地覆、高欄等の工事を実施し、古い橋を撤去する計画になっており令和3年度中の供用開始を予定しております。以上、ご説明申し上げましたのでご審議の程をよろしくお願いします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第12、議案第14号工事請負契約の締結については原案のとおり可決しました。

日程第13、議案第15号工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

同じく追加議案になります議案第15号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。この工事につきましても9月11日入札を執行いたしましたが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。工事名、仁世宇川沿線仁世宇1号橋下部工外道路工事、工事場所、沙流郡平取町字仁世宇、工事概要、土工、路盤工、排水工、橋台工、法覆護岸工、各一式でございます。請負金額、1億450万円、請負契約者、沙流郡平取町本町92番地3、株式会社平村建設、代表取締役、平村徹郎氏であります。工期につきましては令和3年3月26日であります。本工事の入札参加者につきましては、日新建設株式会社、有限会社楠建設、株式会社小林組、株式会社五十嵐工業、株式会社平村建設の5社であります。落札率につきましては95.9%でありました。以上、ご説明申し上げますのでご審議の程をよろしくお願いします。

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。3番四戸議員。

3 番 四戸議員	3 番四戸です。今、課長の説明で 1 4 号の中で工期が 3 月 2 6 日、これは上部、橋の上部だと思うんですけども、その次に同じところだと思うんですけど同じ橋だと思うんですけど下部工事、橋台工の中だと思うんですけども、これも工期 3 月 2 6 日となっておりますけども、この辺を工期としては工事が重なっていくようなことはないのでしょうか。大丈夫なのでしょうか。その辺、確認しておきたいと思います。
議長	建設水道課長。
建設水道 課長	ご指摘のとおり工事は重なります。上部を架設する場合は橋台がまずできていなければ、上に架けられないという理屈になります。下部工につきましては多分、それは上部との打ち合わせも必要なんですけども、調整が必要なんですけども、まず工事的には先に橋台の方を施工して、それから附帯、護岸ですとか道路とかもあるので、そっちの方、手をつけるということになりますので、調整は必要なんですけども工事は一部だぶるというようなことでいけるということで考えております。
議長	よろしいですか。他に。なければ質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。 （討論なしの声） 討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手） 挙手多数です。従って日程第 1 3、議案第 1 5 号工事請負契約の締結については原案のとおり可決しました。 日程第 1 4、議案第 1 0 号令和 2 年度平取町一般会計補正予算第 8 号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。
総務課長	議案第 1 0 号「令和 2 年度平取町一般会計補正予算（第 8 号）」につきましてご説明致しますので 2 4 ページをお開き下さい。令和 2 年度平取町一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによるものとします。第 1 条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ 1 億 5 5 7 5 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 8 億 6 2 9 6 万 8 千円にしようとするものです。第 2 項で歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものとしています。また第 2 条で地方債の変更は「第 2 表地方債補正」によるものです。それでは「歳入歳出事項別明細書」の歳出からご説明致しますので 3 4 ページをお開き下さい。今回の補正については、国が新たに創設した「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」や「新型コロナウイルス感染症対応

地方創生臨時交付金」などの財源を活用して、新型コロナウイルスの感染拡大の防止策や第3波に備えるための事業と「一般財源」などから「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」に財源を振り替えた事業など必要な予算を補正するものです。上段、2款1項1目一般管理費1148万6千円を増額するものです。内訳としては10節需用費修繕料120万円の増額、12節委託料833万6千円の増額、17節備品購入費195万円の増額であります。10節需用費については飛沫からの感染を防止するため、役場本庁舎、ふれあいセンター及び振内支所の受付カウンターにアクリル製パーテーションなどを加工・設置し、また接触感染の防止を図るため手洗い蛇口のレバー化と1階トイレ照明の人感センサー化などの改修をするものであります。また12節委託料については、3密の密閉空間を避けるため、インターネットを通じて遠隔拠点との会議を可能にするWeb会議システムを導入するものであります。17節備品購入費については先程、需用費でご説明致しました飛沫防止用の特注アクリル板の購入と感染拡大防止を図るために来庁者の多い役場本庁舎、ふれあいセンター及び中央公民館に自動検温機能を搭載したアルコール消毒自動噴射器のデジタルサイネージを購入するものであります。なお財源につきましては全額「地方創生臨時交付金」を充当するものです。続いて下段、2款1項9目企画費113万6千円の減額です。内訳としては11節役務費手数料562万円の増額、12節委託料622万6千円の減額、13節使用料及び賃借料53万円の減額であります。11節役務費については幌毛志・岩知志・豊糠地区におけるNTT柱の建替えによる光ケーブルの支障移転工事、ブロードバンド設備と光インターネットへの新規加入に伴う引き込み線などの設備整備であります。また12節委託料については新型コロナウイルスの感染防止のため幌尻登山のシャトルバスの運行を中止したことにより「糠平・幌尻林道シャトルバス運行業務等委託料」1126万6千円を減額し、またJR日高線が不通となり苫小牧圏へ通学している生徒の送迎は保護者に大きな負担となっていることから、新たに「苫小牧圏通学等調査運行業務委託料」504万円を計上し、仁世宇からJR鵠川駅までを一日2往復し乗車人員の把握や利用者の意向調査などを実施するものであります。13節使用料及び賃借料については只今ご説明したとおりシャトルバスの運行中止により「シャトルバス待合所等借上料」53万円を減額するものであります。35ページをお開き下さい。上段、2款1項13目アイヌ文化情報センター費327万8千円を増額するものです。内訳としては10節需用費消耗品費、修繕料合わせて65万円の増額、17節備品購入費262万8千円の増額であります。10節需用費については新型コロナウイルスの感染防止を図るため、二風谷工芸館に非接触型アルコール消毒噴霧器6台とその必要な消毒液10缶などを購入するものであり、また接触感染の防止を図るため男子用・女子用及び身障者用トイレ照明スイッチの人感センサー化などの改修をするものであります。また17節備品購入費についても同様にドーム型の非接触型体温測定器1台とハンディ型の非接触型体温計1台を、ま

た展示・即売スペースや事務室などに新たにエアコン４台と空気清浄機４台をそれぞれ整備するものであります。なお財源につきましては全額「地方創生臨時交付金」を充当するものです。続いて下段、２款２項２目賦課徴収費８８２万円を増額するものです。内訳としては１１節役務費保険料、手数料合わせて７万６千円の増額、１７節備品購入費８７３万７千円の増額、２６節公課費７千円の増額であります。１７節備品購入費については新型コロナウイルス感染症関連対策として必要な予算を補正するものであります。１つは、「所得税住民税申告支援システム」であります。これは新型コロナウイルスの感染防止対策として国税庁からもＩＣＴ活用の推進を求められているため「所得税住民税申告支援システム」を導入し、毎年の確定申告時における待ち時間やその対応時間の短縮を図るものであります。２つ目は「法人町民税管理システム」であります。国などは新型コロナウイルス感染症に係る経済対策として納税猶予などの措置を講じており、当町においても当該措置を適正に実行するため「法人町民税管理システム」を導入するものであります。３つ目は「車両」の購入であります。これは新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方や住民からの問い合わせに迅速かつ柔軟に対応するため「納税相談用の車両」を購入するものであります。なお１１節役務費及び２６節公課費についてはこの車両を購入するための自賠責保険料、リサイクル料、重量税などの諸費用であり、財源につきましては全額「地方創生臨時交付金」を充当するものです。３６ページをお開き下さい。２款４項２目町長選挙費４２８万円の減額です。これは６月９日告示の平取町長選挙について無投票となったため、１節報酬から１８節負担金補助及び交付金までの経費を精算したことにより、今回その不用額を減額するものであります。３７ページをお開き下さい。上段、３款１項１目社会福祉総務費２２節償還金利子及び割引料５２万３千円の増額です。令和元年度における障害者医療費に係る公費負担額については生活保護者などの人工透析患者の利用が計画を下回ったため、その超過分を国や道に返還し精算するものであります。続いて下段、３款１項２目老人福祉費２７節繰出金３８万１千円の減額です。これは介護保険制度システム改修事業が国庫補助金の対象事業となったことからその国庫補助金相当額に対し、介護保険特別会計への繰出金を減額するものであります。３８ページをお開き下さい。上段、３款１項６目生活館費１０節需用費修繕料９１万５千円の増額です。これは新型コロナウイルスの接触感染の防止を図るため生活館や改善センターを対象にトイレ手洗場や調理場などの水道蛇口ハンドル１１５箇所と混合栓ハンドル８箇所をレバー化し、また換気の悪い密閉空間を避けるため本町生活館集会室に開閉式網戸６枚を取付けるものであります。なお財源につきましては「地方創生臨時交付金」を充当するものです。続いて下段、３款１項７目工芸伝承館費３３万円を増額するものです。内訳としては１０節需用費消耗品費４万８千円の増額、１７節備品購入費２８万２千円の増額であります。１０節需用費については新型コロナウイルスの感染防止を図るため平取町アイヌ工芸伝承館に非接触型体温計２

台、ポンプ式アルコール消毒噴霧器2台とその必要な消毒液4缶などを購入するものであります。また17節備品購入費についても同様、平取町アイヌ工芸伝承館に足踏み式アルコール消毒噴霧器2台とベルトパーテーション10台をそれぞれ購入するものであります。なお財源につきましては全額「地方創生臨時交付金」を充当するものです。39ページをお開き下さい。上段、3款1項8目介護支援費69万6千円を増額するものです。内訳としては10節需用費消耗品費29万6千円の増額、17節備品購入費40万円の増額であります。これは国が新たに創設した「緊急包括支援交付金」を活用して新型コロナウイルスの感染防止を図るための必要な予算を補正するものであります。10節需用費については感染防止や第3波に備えるため、「居宅介護支援事業所」と「介護予防支援事業所」にマスク3000枚、手袋1200枚、消毒液6缶などを購入するものであります。また17節備品購入費についても同様、両事業所に飛沫防止パネル2枚、加湿付き空気清浄機2台、携帯式体温計5個などを購入するものであります。なおこの財源につきましては全額「緊急包括支援交付金」を充当するものです。続いて下段、4款1項2目予防費443万1千円を増額するものです。内訳としては12節委託料188万6千円の増額、18節負担金補助及び交付金254万5千円の増額であります。「インフルエンザ」の流行時期における高熱は「インフルエンザ」と「新型コロナウイルス」との診断が難しくなることから、全町民を対象にインフルエンザ予防接種助成事業を拡充し6か月未満児を除く中学生以下は全額補助とし、また高校生以上はその接種費用の2分の1を補助するための必要な予算を補正するものであります。12節委託料については各医療機関で実施されるインフルエンザ予防接種に係る手技料などの費用であり、18節負担金補助及び交付金についてはインフルエンザ予防接種を受けた方への償還払いの費用でありまして、財源については全額「地方創生臨時交付金」を充当するものです。なお当初予算において措置しておりましたインフルエンザ予防接種助成事業の財源につきましても「平取町ふるさと応援基金」から「地方創生臨時交付金」に振り替えるものです。40ページをお開き下さい。上段、5款1項2目農業振興費8節旅費と13節使用料及び賃借料ですが、これは新型コロナウイルスの影響により都市部での暮らしに不安を抱え新たな価値を地方に見出す機運が高まっていることから、都市部からの移住者を積極的に呼び込むため新規就農者相談会に参加する費用であります。なお新規就農者確保事業については6月定例会において旅費や会場使用料などの一部を減額補正し、その財源を「地域づくり総合交付金」に求めているところではありますが、今回その事業に係る財源を全額「地方創生臨時交付金」に振り替えるものです。続いて下段、5款1項4目畜産業費1474万5千円を増額するものです。内訳としては17節備品購入費200万円の増額、18節負担金補助及び交付金1274万5千円の増額であります。17節備品購入費については新型コロナウイルスの第3波や自粛解除後における施設利用者への感染防止と衛生管理の徹底を図るため宿主別町有牧場に屋外バイオトイレを

新設するものであります。次に 18 節負担金補助及び交付金 1274 万 5 千円です。これは新型コロナウイルスの影響により売上額が減少した肉用牛生産者などに対して緊急措置的に支援するための必要な予算を補正するものであります。1 つは肉用牛肥育生産者経営安定緊急事業支援金 670 万円です。これは新型コロナウイルスの影響により出荷売上額が減少した肉用牛生産者に対して 5 月～9 月までに出荷した和牛肥育牛のうち生産者が牛マルキンの積立金を拠出し、国費分の牛マルキンの発動を受けた場合にその発動額の 4 分の 1 を支援するものであります。2 つ目は酪農生産者経営安定緊急事業支援金 104 万 5 千円です。これも同様に出荷売上額が減少した酪農生産者に対して学校給食休止期間に出荷した生乳のうち、ホクレンへ加工原料向けに拠出した乳量 1 キロ当たり 1 円を給付するものであります。3 つ目は平取町軽種馬生産緊急馬セリ市支援金 300 万円です。これも同様に販売収入が減少した軽種馬生産者に対して「馬セリ市」に上場した場合に 1 生産者につき 30 万円を上限として販売申込をした場合は 10 万円を、また上場した馬 1 頭につき 5 万円を給付するものであります。4 つ目は平取町優良肉用牛繁殖雌牛定着化事業支援金 200 万円です。これも同様に自家生産した優良黒毛和牛繁殖雌牛の増頭などを支援するため平取町優良肉用牛繁殖雌牛定着化事業を今年度に限り 1 戸当たり 2 頭から 4 頭に拡大し、肉用牛生産者の定着化を図るものであります。なお財源につきましては全額「地方創生臨時交付金」を充当するものです。41 ページをお開き下さい。上段、5 款 2 項 3 目治山治水費 14 節工事請負費 500 万円の増額です。これは丸山地先小規模治山事業について当初実施設計していた施設規模よりも大きな施設が必要となることが判明し、構造物の性質上、分割での施工が困難なため増額するものであります。なお財源につきましては小規模治山事業補助金 250 万円と緊急自然災害防止対策事業債 250 万円を充当するものです。続いて下段、6 款 1 項 2 目商工振興費 18 節負担金補助及び交付金 2500 万円の増額です。これは新型コロナウイルスの影響により宿泊者が減少し経済的損失を受けた宿泊事業者に対して事業継続支援と誘客促進を図るため宿泊した道民を対象に大人 1 泊 1 万円以上の場合は 5 千円を上限とし、また大人 1 泊 1 万円未満の場合はその宿泊料の 50 パーセントを助成するものであります。また感染予防対策として新型コロナウイルスの第 3 波に備えるため、接客を要する飲食店、店舗、小売業などの事業者に対して、一事業者につき 5 万円を上限としてマスクや消毒液などの衛生用品の他にアクリル板や空気清浄機などの感染防止用具の費用の一部を支援するものであります。なお財源につきましては「地方創生臨時交付金」を充当するものです。42 ページをお開き下さい。上段、6 款 2 項 1 目観光振興費 12 節委託料 3250 万円の増額であります。これは新型コロナウイルスの感染拡大に伴い各種イベントなどが中止となり、積極的に観光事業を推進できない状況であり、また特産品などの消費低迷も続いていることから IT やメディアなどを活用してまちの情報発信をするための必要な予算を補正するものであります。1 つは魅力的観光滞在コンテン

ツ実証事業です。これは博物館などの展示物に人工衛星からのGPSを活用したジオフェンスを設置し、来館者がそのジオフェンスに近づくと自動的にその展示物に関する解説や映像を流すことにより接触感染の防止を図るものであります。2つ目は、特産品情報発信・消費拡大事業です。これは新型コロナウイルスの影響により「びらとりトマト」や「びらとり和牛」の消費低迷や「各種観光イベント」なども中止になっていることから、メディアを活用して町の特産品などを積極的にPRするものであり、またドライブスルー方式による和牛セットなどの特売会を開催するものであります。3つ目はびらとり和牛消費拡大事業です。これは只今ご説明致しました町の特産品PR事業とタイアップし、町外者向けに和牛を低価格にて販売し「びらとり和牛」の消費拡大を図るものであります。4つ目は、情報発信・街中回遊事業です。これは新型コロナウイルスの影響により各種イベントが中止となっていることから観光協会のホームページを利用して情報発信を強化するものであり、また平取町関連の各ホームページなども活用してWeb上で街中を周遊し謎解きをするなど、道内外へSNSで町の魅力を発信するものであります。なお財源につきましては全額「地方創生臨時交付金」を充当するものです。続いて下段、8款1項2目災害対策費357万9千円を増額するものです。内訳としては10節需用費消耗品費88万9千円を増額、17節備品購入費269万円の増額であります。10節需用費については避難所の衛生環境と発熱者などの誘導體制を強化するため防災備蓄品としてフェイスガード500枚、感染用の防護服200着、ワイドキャリーカート5台などを購入するものであります。また17節備品購入費についても同様に振内支所に防災備蓄倉庫1棟を設置する他、折り畳み式リヤカー5台と軽量携帯用折り畳み担架5台などの必要な資機材を購入し、避難所の早期設営に努めるものであります。なお財源につきましては全額「地方創生臨時交付金」を充当するものです。43ページをお開き下さい。上段、9款1項2目事務局費235万5千円を増額するものです。内訳としては2節給料112万8千円を増額、3節職員手当19万1千円を増額、4節共済費10万1千円を増額、10節需用費消耗品費、食糧費合わせて58万5千円を増額、12節委託料35万円の増額であります。2節給料から4節共済費については学校指導体制強化事業として道費負担の事務職員を配置しておりましたが、二風谷小学校における児童数の減少に伴い当該職員の配置が廃止されたため、新たに町単独で会計年度任用職員を採用したことによる人件費の増額であり、財源につきましては「一般財源」を充当するものです。また10節需用費については地元産食材の消費拡大と町内の飲食店を支援するため、平取養護学校に黒豚、トマト、キュウリなどの給食食材3回分を提供し、また平取高校には平取料飲店組合を通じて地元産食材を使用した弁当4回分を提供するものであり、財源につきましては「地方創生臨時交付金」を充当するものです。12節委託料については新型コロナウイルスの感染防止対策として整備する電子黒板や書画カメラなどのICT機器を活用した学習指導の推進を図るための教職員向けの研

修事業でありまして、この財源につきましても「地方創生臨時交付金」を充当するものです。続いて下段、９款２項１目学校管理費１８１２万３千円を増額するものです。内訳としては１０節需用費消耗品費、修繕料合わせて６５０万７千円の増額、１７節備品購入費１１６１万６千円の増額であります。１０節需用費については新型コロナウイルスの接触感染の防止を図るためペーパータオル７万５千枚、水道蛇口のレバー化１９０箇所他にトイレ小便器のセンサー化６３箇所と貫気別小学校のトイレ洋式化３基などの改修をするものであります。また１７節備品購入費についても同様、平取小学校にベット・マットレス２台、振内小学校に加湿付き空気清浄機６台を購入し、またＩＣＴ機器を活用した学習指導の推進を図るため各学校に電子黒板や書画カメラなどを導入するものであります。なお財源につきましてもは全額「地方創生臨時交付金」を充当するものであります。４４ページをお開き下さい。上段、９款３項１目学校管理費６７４万１千円を増額するものです。内訳としては１０節需用費消耗品費、修繕料合わせて１５６万１千円の増額、１７節備品購入費４９０万円の増額、１８節負担金補助及び交付金２８万円の増額であります。これも小学校費同様、新型コロナウイルスの接触感染の防止を図るため１０節需用費でペーパータオル２万５千枚、水道蛇口のレバー化９０箇所他に、平取中学校のトイレ小便器のセンサー化１８箇所を改修するものであります。また１７節備品購入費については平取中学校に電話回線を増設し、新たに電話機７台を設置し、また小学校費同様、各学校に電子黒板や書画カメラなどのＩＣＴ機器も導入するものであります。また１８節負担金補助及び交付金については３密の密閉空間を避けるため、平取中学校の修学旅行で使用する貸し切りバスを１台増車するものであります。なお財源については全額「地方創生臨時交付金」を充当するものであります。続いて下段、９款４項１目社会教育総務費１７節備品購入費５５万９千円の減額です。これは当初予算において自然体験・交流学习事業用備品としてテント７張り分を措置しておりましたが、新型コロナウイルスの感染防止のため当該事業を中止したことから減額するものであります。４５ページをお開き下さい。上段、９款４項２目公民館費１８０万５千円を増額するものです。内訳としては１０節需用費消耗品費、修繕料合わせて６８万６千円の増額、１７節備品購入費１１１万９千円の増額とであります。１０節需用費については新型コロナウイルスの接触感染の防止を図るため消毒用アルコール１０缶、ペーパータオル５万枚、マスク２，５００枚の他に２階男子トイレの洋式化１基を改修するものであります。また１７節備品購入費については学校施設等において新型コロナウイルスの感染者が発生した場合に備え新たに消毒用噴霧器２台を購入し、また中央公民館においては災害時の避難所に指定されていることから災害時避難用テント１０張を購入するものであり、財源につい

ては全額「地方創生臨時交付金」を充当するものです。続いて下段、９款４項３目文化財保護費１０２８万４千円を増額するものです。内訳としては１０節需用費修繕料４１２万円の増額、１２節委託料２９６万４千円の増額、１７節備品購入費３２０万円の増額であります。１０節需用費については来館者の３密などの密閉空間を避けるため、伝承サロン、視聴覚室、シネチセなどに、アンプ、マイク、受信機器などの音響設備を更新し、また新型コロナウイルスの接触感染の防止を図るためトイレ手洗場や男子小便器のセンサー化３箇所と男子用・女子用トイレと身障用トイレにトイレ照明の人感センサー化３箇所などの改修をするものであります。１２節委託料については来館者の分散化を図るため展示室１０箇所に日本語と英語の音声解説のＱＲコードを設置しソーシャルディスタンスの推進を図るものであります。また１７節備品購入費については入館料支払時の受け渡しなどの接触を最小限にするため、電子マネーやＱＲ決済が可能なキャッシュレス機能付き券売機を導入し感染リスクの低減を図るものであります。なお財源につきましては全額「地方創生臨時交付金」を充当するものです。４６ページをお開き下さい。上段、９款４項７目図書館費１７節１０７２万円の増額です。これは「新しい生活様式」に対応するため図書館パワーアップ事業として図書館の蔵書を増やし、また各種オンラインサービスを活用した検索システムや予約システムのなどを導入することにより、読書環境の充実と接触感染の防止を図るものであります。なお財源につきましては「地方創生臨時交付金」を充当するものです。続いて下段、９款６項１目学校給食費２７７万６千円を増額するものです。内訳としては１０節需用費消耗品費、修繕料合わせて２２６万１千円の増額、１７節備品購入費５１万５千円の増額であります。１０節需用費については新型コロナウイルスの感染防止を図るため全校の給食施設を対象にマスク２、５００枚を購入する他に調理場手洗いの温水化６台とトイレ手洗いのセンサー化７箇所などの改修をするものであります。また１７節備品購入費についてはペダル式ゴミ箱７台、衣類乾燥機５台と、洗濯機１台をそれぞれ購入し、給食施設における衛生環境を強化するものであります。なお財源につきましては全額「地方創生臨時交付金」を充当するものです。４７ページをお開き下さい。１２款１項２目簡易水道特別会計繰出金２７節２００万円の減額です。これは当初予算において公営企業法適用化会計移行基本方針の策定業務に係る財源を「一般財源」で措置しておりましたが、この度その業務に関し簡易水道事業債の起債発行が可能となったことから簡易水道特別会計への繰出金を減額するものであります。歳出は以上です。

議長

ここで休憩いたします。再開は１１時５分といたしますのでよろしくお願いいたします。

(休憩 午前１０時５３分)

(再開 午前１１時 ５分)

再開いたします。引き続き説明お願いいたします。

総務課長

次に「歳入」につきましてご説明致しますので29ページをお開き下さい。上段、10款1項1目地方交付税地方交付税79万6千円の減額です。これは歳出34ページ下段でご説明致しました光ケーブルの支障移転工事などの増額分、歳出36ページでご説明致しました平取町長選挙の精算による減額分、歳出37ページ上段でご説明致しました国や道への障害者医療費に係る返還分、同じく下段でご説明致しました介護保険特別会計への繰出金の減額分、歳出40ページ上段でご説明致しました新規就農者確保事業の財源振替分、歳出43ページ上段でご説明致しました会計年度任用職員採用の人件費分、歳出44ページ下段でご説明致しました自然体験・交流学習事業の中止による減額分、それと歳出47ページでご説明致しました簡易水道特別会計への繰出金の減額分については、当初予算において一般財源として「普通交付税」を充当しておりましたが、今回その財源を「地方創生臨時交付金」に振り替えることによる減額であります。続いて下段、14款1項1目総務使用料情報通信施設使用料3万4千円の増額です。これは歳出34ページ下段でご説明致しましたブロードバンドの設備整備と光インターネットへの新規加入による利用者負担の増額であります。30ページをお開き下さい。上段、15款2項1目総務費国庫補助金総務管理費補助金新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億5300万4千円の増額です。これは今回の補正財源として「緊急包括支援交付金」「学校保健特別対策事業費補助金」及び「一般財源」などを充当した事業以外の事業について、事業費の10分の10が交付される「地方創生臨時交付金」1億5300万4千円を見込んだものであります。続いて下段、15款2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金69万6千円の増額です。これは歳出39ページ上段で、ご説明致しました「居宅介護支援事業所」と「介護予防支援事業所」とが購入する消耗品及び備品について国が新たに創設した事業費の10分の10が交付される「緊急包括支援交付金」69万6千円を見込んだものであります。31ページをお開き下さい。上段、15款2項5目教育費国庫補助金2節小学校費補助金学校保健特別対策事業費補助金500万円、同じく3節中学校費補助金200万円の増額です。これは歳出43ページ下段と歳出44ページ上段でご説明致しましたICT機器の導入に伴う補助金でありまして小学校費補助金として500万円、中学校費補助金として200万円をそれぞれ見込んだものであります。続いて下段、16款2項4目農林水産業費道補助金1節農業費補助金64万8千円の減額、同じく4節治山治水費補助金250万円の増額です。1節農業費補助金については歳出40ページ上段でご説明致しました新規就農者確保事業における予算の財源を「地域づくり総合交付金」から「地方創生臨時交付金」に振り替えたことによる減額であります。また4節治山治水費補助金については歳出41ページ上段でご説明致しました丸山地先小規模治山事業に係る

事業費の増額補正による補助金の増額であります。32ページをお開き下さい。上段、19款1項3目平取町ふるさと応援基金繰入金1節平取町ふるさと応援基金繰入金223万9千円の減額です。これは歳出39ページ下段でご説明致しましたインフルエンザ予防接種助成事業の当初予算における財源を「平取町ふるさと応援基金」から「地方創生臨時交付金」に振り替えることによる減額であります。続いて下段、21款5項1目雑入2節雑入630万円の減額です。これは歳出34ページ下段でご説明致しました「糠平・幌尻林道シャトルバス運行業務」と歳出44ページ下段でご説明致しました「自然体験・交流学習事業」などの事業を中止したことにより、当初予算において措置しておりました利用料や購入費用などの予算額をそれぞれ減額するものであります。33ページをお開き下さい。上段、22款1項4目農林水産業債2節林業債250万円の増額です。これは歳出41ページ上段でご説明致しました丸山地先小規模治山事業に係る事業費の増額による起債発行の増額であります。歳入歳出事項別明細書につきましては以上です。次に27ページ「第2表地方債補正」をお開き下さい。第2表「地方債補正」は起債の目的、補正前の限度額と補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものとなっております。先程、歳出でご説明したとおり本補正予算における起債の目的は、「小規模治山事業」で、限度額を1960万円から2210万円に増額するもので補正後の限度額総額を9億190万円とするものです。次に48ページをお開き下さい。「地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」については、前前年度の平成30年度末の現在高、前年度の令和元年度末の現在高見込額、並びに当該年度令和2年度末の現在高見込額につきましてはそれぞれ記載のとおりです。以上、議案第10号「令和2年度平取町一般会計補正予算（第8号）」についてご説明申し上げましたのでご審議の程宜しくお願い致します。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。11番松澤議員。

11番
松澤議員

41ページの6款1項2目平取町宿泊事業者助成事業助成金のことについてなんですけども国の観光支援のGoToトラベルが来年の1月に終了しまして、道民割がつい最近、来年の2月からまた始まるという発表がありましたけどもこの二つの支援との重複はどのようなふうを考えていらっしゃるか、もしどちらかということか、それとも例えばこれは平取町独自のことなのでそれは重複しても良いということなのか、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

議長

観光商工課長。

観光商工

それではお答えいたします。この事業につきましては平取町独自の事業で調整

課長	するという考えのもとでございまして、北海道の道民割については前段出ていた分については併用とはあまりしないでほしいということの併用不可ということになっていましたので、国についてはそこまでは地方公共団体には求めているんですけども、今回の考え方としては国の事業、道の事業の併用は不可ということで考えています。
議長	よろしいですか。他に。2番高山議員。
2番 高山議員	2番高山です。先般の議運の時に説明された内容と少し、内容の今日の説明がちょっと違うので確認をまず1点させていただきたいと思います。34ページの歳出の1番最初なんですけれども、一般管理費の中で12節の委託料ということでオンライン会議のシステム導入業務委託料ということで、実はこれはきっと町理事者なり教育長なりが、例えば道だとか道教委だとか国ということもあり得ると思うんですけれども、そういうようなかたちのシステムの導入かなということで先ほどは聞いたんですけれども、議運のときには各課長にもこのシステムが入るということで聞いたんですけれども、その辺の内容については確認させていただければありがたいんですけど。
議長	総務課長。
総務課長	Webシステムにつきましては現在、各課長に設置するのではなく平取町内の施設、本庁舎やふれあいセンターや国保病院などに設置する予定でありまして、合わせて町外の行政機関である日高振興局や保健所ともWeb会議ができるようにするシステムを考えております。
議長	2番高山議員。
2番 高山議員	わかりました。議運で説明していた各課長のパソコンにもこのオンラインが繋がるということのお話ではないということで確認をさせて貰ってよろしいということですね。それと42ページのところをお願いしたいんですけれども、42ページについての災害対策費なんですけれども、その中でこれは避難所のそういった備品ということになりますけれども、そういった意味では一般管理費だとか、介護支援費だとか、各学校だとか、ふれあいセンターだとかということではそれぞれ物事を購入するということになっているんですけれども、ここにこの道新の中に9月7日に避難所を充足ということで、最大4品ということで、マスク・消毒液・間仕切り・段ボールベッドということで、この4品が全部揃っているのは何町村もないということで、実は日高管内では日高町は全て避難所用のものが揃っているということでこの表の中に書かれています。4品いずれも揃っていないというのがえりもと様似ということになっていて、き

っと平取は中途半端に、中途半端にといったらおかしいですけれども全てのものが充足されている内容ではないということなんですけれども、このうちの避難所の災害４品についてマスク・消毒液・間仕切り・段ボールベッドというのはどれだけの充足量、先ほど災害の対策費の中で避難所の消耗品があったので、これに入っているのかなと思ったらこれはフェイスガードだとか色々先ほど説明ありましたけれども、まずその４品とも不足ではないですけれども充足していないという内容のこの中身についてちょっと教えていただければと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

お答えいたします。まず備蓄数、新聞報道の部分なんですけれどもそちらの部分については道新のアンケートがあった際に実際に備蓄している数で答えておりまして、その時は今年の今般のコロナの地方創生の臨時交付金の方で整備したマスク等の数は入っていない段階でお答えしたものが報道に載ったかたちとなっています。今現在そちらの分の入り込み、備蓄がかなった場合についてなんですが、マスクは備蓄計画の目標数９７９枚に対して１万５１９８枚ということで充足するかたちとなります。消毒液につきましては備蓄計画の目標数が２０本のところ消毒液５４本が整備されますのでこれも満たすようなかたちとなります。間仕切りなんですけれども、こちらは備蓄計画が２４９枚となっているところコロナ対策で調達した後が１９３枚ということでこちらちょっと足りないというふうになるんですけれども、こちら逆にコロナの対策で段ボールベッドの数もソーシャルディスタンスをとらなければならないということで逆に計画を減らす見込みになっておりますので、そうなった場合は充足というかたちになると考えております。あと段ボールベッドにつきましては協定を結んでおりまして、いざという時には２・３日のうちに各施設に届けられるという協定によってということで、うちの備蓄数としましては２５台ではあるんですが協定によって充足される部分を入れますと１９８台になるというかたちになります。一応こちらでも施設の状況とソーシャルディスタンスを考えて逆にちょっと減らすような備蓄計画になろうかというふうに今後考えております。以上です。

議長

２番高山議員。

２番
高山議員

もう１回マスクの関係だけの答弁をお願いしたいということと、これ道新でアンケートを取っているんでそういった意味では時間的な差があったのかなと思うんですけれども、基本的には協定も結んでいるというようなこともありますけれども災害４品ともこの補正予算等の中で全て賄うということになったのかということだけ最後にもう１回確認させてください。

議長	まちづくり課長。
まちづくり課長	今後において入ってくる分と防災備蓄計画の目標数が変わることを勘案しますと充足されたというかたちになると考えます。
議長	マスクは。
まちづくり課長	マスクについてもう一度ということだったので、もともと3月の予算特別委員会の時にもお話した時には198枚しかないということでお話したんですけど、そのあとコロナの関係で1万5000枚を導入することになっていますので備蓄数は1万5198枚になるということになります。
議長	よろしいですか。他に。4番中川議員。
4番中川議員	中川です。同じページ42ページ上の段、商工費の商工振興費委託料3250万円、これ4つの項目について委託しているわけなんですけども例えば一つの例で特産品情報発信の消費拡大事業委託料とありますけども具体的にこの内容について教えてもらっても良いでしょうか。
議長	観光商工課長。
観光商工課長	お答えいたします。特産品観光情報発信消費拡大事業委託料ということでこれにつきましては今、メディア、テレビ局を使って現在、消費が低迷しているびらとり和牛またはトマトを放送、放映してもらうというような考え方で情報発信をしたいなということで考えております。また消費拡大につきましては町外でのPRがなかなかできないという部分含めまして、現在ドライブスルー方式で札幌でそういった牛肉またトマトに関する加工品とかをドライブスルー方式で数を決めて販売するというような考え方で今進めているところです。
議長	4番中川議員。
4番中川議員	今回この4つの項目の委託料なんですけども具体的に今回の補正ということでコロナの対策かなと思われるんですけども、この4つの委託料、もしこの活用がうまくいった場合には今後もこれを続けていくのか、またそうではなければ今回でこれで終わりなのか、その辺のところ教えて貰っていいですか。
議長	観光商工課長。
観光商工	これにつきましては魅力的滞在観光コンテンツ、実証事業ということで非常に

課長	可能性あるものとしてモデル事業をやって効果が見られれば、また何らかの継続はしたいなという考え方でおります。またその他の3つにつきましてはコロナ対策含めた中での拡大消費事業ということで考えておりますので、今後、冬や来年に向けてそういったコロナ対策のワクチンができたりとか、そういった部分で変更になれば違うかたちになる可能性もあると思うんですけども、来年もそういったような可能性であればまたこういった事業を含めながら状況を見ながら判断してやっていきたいなという考えでございます。
議長	よろしいですか。他に。10番藤澤議員。
10番 藤澤議員	10番藤澤です。聞き逃していたらごめんなさい。39ページ、4款2目予備費、インフルエンザ予防接種の関係であります但さっきの町長の報告でしたか、応分な間に合う程度のものは用意したいということですが、返品のこともありかなりこう全員に間に合うというのは難しいのかなというふうな認識を受けましたが、それより先にこの受付ですね、投与のインフルエンザ接種の受付、これに関してはいつ頃、受付が始まるのでしょうか。差し支えなければ教えていただきたいと思います。
議長	病院事務長。
病院事務 長	お答えいたします。昨日の一般質問の中でも答弁させていただいたんですけども厚労省のほうから10月から予防接種開始ということで、今回に限っては60歳以上の方いわゆる定期接種対象者については10月1日から、またそれ以外の方については10月26日からということで指針が出ておりますけれども、当町としましては65歳以上の方については現在のところ10月6日からの接種開始、そしてそれ以外の方については10月22日からの接種開始ということで今、保健福祉課と調整をしているところです。また町民への周知については9月25日発行のまちだより等を通じて周知させていただきますとともに、保健福祉課長からも昨日、説明ありましたが各学校にチラシを配布して接種を促すという方法もとっていききたいと思います。また周知が9月25日発行のまちだよりですので、予約についてはそれぞれ65歳以上の方については現在のところ9月29日からの受け付け開始と、それとそれ以外の方については10月すいません、確か13日だったと記憶しておりますが、その予定で今随時調整をしながら周知に間に合わせるように今現在、協議を進めているところであります。
議長	よろしいですか。他に質疑。2番高山議員。
2番	先ほどの松澤議員のところで関連でご質問した方が良かったのかなと思うんで

高山議員	すけれども、俗に言う、先ほど松原議員が質問しました平取町宿泊事業者助成事業助成金の、泊まって頂ければ1万円以上であれば5000円を上限にして出しますよということだったんですけども、観光商工課長の最後の答弁がちょっとよく聞こえなかったんですけども、道民割だとか、G o T o トラベルだとかあるけれども、なるべくそっちを使わないでこっちを使ってくれとかということに聞こえたんですけども、もう1回その辺のちょっとご答弁をお願いしたいと思います。
議長	観光商工課長。
観光商工課長	ただいまの質問にお答えいたします。先ほど言った部分は道民割の方は併用が不可ということが当初から言われていた部分があって、国については地方公共団体に任せようというようなことになっていたものですから、この事業については平取町独自の事業ということでやりますので、併用は不可という考えであります。
議長	2番高山議員どうぞ。
2番高山議員	今の話だとG o T o トラベルは併用して使えないということですよ。道民割としても併用して使えないということで受け取ってよろしいんですよ。そういうことではないんですか、ちょっともう1回、申しわけないです。
議長	観光商工課長。
観光商工課長	そういうことになります。
議長	2番高山議員。
2番高山議員	もう1回だけということで。ではこの宿泊施設が例えば温泉だとしてG o T o トラベルだとかそういったものに登録していた時に、泊まった時には国を優先しながらG o T o トラベルの補助金を使うことが適当だという捉え方でよろしいんですよ、両方使えないということですから。町のものはG o T o トラベルも道民割も使った後ということになれば使えないので、例えば登録していない業者もいるのかもしれませんが、登録している業者であればあくまでも国や道民割を優先して町の宿泊事業の助成金は使わないかたちでの整理ということになるという理解でよろしいですか。
議長	観光商工課長。

観光商工課長	うちの事業はとりあえず考えているのは一応道民の方、住所有するというかたちにはしていますので、国の場合については全国対象でそういう方も来る可能性はあるんですけども、仮に道民の方がそちらを使うということになれば平取町の方は使えないというかたちになります。基本的にその金額にもよるんですけども半額って半額ゼロとかという、そういうふうな感じではなるべくしない方がいいのかなという感じで考えております。
議長	2番高山議員。
2番高山議員	道民割とは併用して使えないけど、国のG o T oトラベルとは併用して使えるということはないですよ。あくまでもこれは平取町ということでうちの町の施設に泊まった時にはこういう助成金の制度がありますよ、だけれども道民割を使うのであれば道民割が優先ですよ、G o T oトラベル使うのであればG o T oトラベルが優先でダブル補助はありませんよという捉え方でいいですよ。国は全国どこでも申請があって登録されているのであれば、その補助というのは使えるかたちになるんですけども、いずれにしてもうちで予定しているものについては道民割であろうがG o T oトラベルであろうが、そういうものとは併用できないという整理で受け止めてよろしいですか。
議長	観光商工課長。
観光商工課長	最後に言ったそういった併用はできないという考え方であります。特に道民割については非常に配分がほとんどなかったということ、また国の部分についても宿泊事業、大手の方にはどんどん入っていったということの部分があってなかなかその末端の事業者とか、市町村の方には来なかった部分もあって、そういった部分を今度独自の平取町独自の事業で補うといったらあれなんですけど、そういった部分を優先的に考えたということです。
議長	よろしいですね。他に9番鈴木議員。
9番鈴木議員	9番鈴木です。39ページの下段、衛生費負担金補助及び交付金インフルエンザ予防接種費用助成金について伺いたいと思います。この件については昨日、金谷議員が一般質問をしたところであります。金谷議員の質問の中でも特に今年はインフルエンザとコロナの同時流行ということが、これは国自体もそのことを非常に危惧しているという報道がされているところであります。そういうことから町としても昨年の実績2200名ほどを1000人ほど上回る3100人以上のワクチンを用意するということで昨日、答弁がありました。そういったことから言いますとこれをやっぱり確実に町民の皆さんに打っていただく手立てということで、昨日、金谷議員、全員に対して希望者全員に対して補助

できないのかということをおっしゃいましたし、或いは少なくとも65歳以上の方、高齢者の方については全額で補助してやれないのかと。半額補助なら昨年までだってやっていたじゃないかと。今年は特別な対策の年ということで国も交付金を出しているというそういうことでお話されたところでもあります。金谷議員の質問が終わってから私どもちょうど昼食でありましたので数名でその話になりました。やっぱり高齢者については、せめて高齢者については無料でやっていいのではないのかということが話題になったところでもあります。そういうことから昨日の町長の答弁ではそこまで踏み込んで検討するという話自体は聞かれなかったかなというふうに思いますけれども、改めて私どもこの平取町議会、議会の会議規則か何かで関連質問ということについてはしないということになっておりましたので昨日関連ということでは誰もいたしませんでしたが、やはり同感という方が数名いらっしゃるということも含めて、改めて検討いただけないかということについてご質問したいと思います。

議長

町長。

町長

お答え申し上げます。昨日の一般質問で、私は今回のコロナ対策の国からくるその交付金の全体をやっぱり、私としてもこう色んなこれだけの事業を全体的に負担しなければならないという事情もありまして、感染対策のインフルエンザについては大体このぐらいの規模でというようなこともこういう配分の上ではそういう検討もあって、こういう状況といいますか、予算措置になったということでございます。本当に答弁の時も言いましたけれども65歳の方については前年と同じようなことで是非、しっかり自分の健康、自分で守っていただきたいというような考え方もしっかり持っていて、対応していただきたいというようなことも啓発してやりたいということも答弁させていただきました。昨日、議会が終わってから色々ご意見をいただいたというようなこともあって、ワクチンを当町で用意できる量とか、その補助の方とはちょっと直接関係ありませんけれども、高齢者の方が当町にもうワクチンがなくてやっぱり苦小牧とか行って打っていただくというようなことも、色々こう考えなければならないのかなというようなところもありまして、昨日も実は担当といろいろ話をしていたというところもあります。今回また改めてこの場でそういうご意見等もいただきましたので、今日終わったらまた全員協議会で追加事業も含めて協議いただくというようなところもございますので、またこの件については色々他の議員さんからご意見いただきながら、私どもとしてもそういったことも参酌して検討をさせていただければというふうに思っています。

議長

他に。2番高山議員。

2番

ちょっと1点ということで、46ページの図書館費の中で備品購入の中に図書

高山議員	館資料等ということで500万ということですから、この中身について簡単でよろしいので教えていただければありがたいんですけど。
議長	生涯学習課長。
生涯学習課長	図書館資料等の500万につきましては純然たる図書館の資料ということになっておりますけれども今回、図書館の蔵書ばかりではなくて一応図書館では買わないですけども、学校のほうに少し団体貸出というようなかたちで、今相当古い本があるものですからそういうのをちょっと廃棄しているということもあるものですから、それは持っていきたいなということで今回、図書館の方で購入して持っていくというかたちにしております。
議長	2番高山議員。いいですか。よろしいですか。他にありませんか。なければ質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。 （討論なしの声） 討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手） 挙手多数です。従って日程第14、議案第10号令和2年度平取町一般会計補正予算第8号は原案のとおり可決しました。 日程第15、議案第11号令和2年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。
保健福祉課長	それでは議案第11号令和2年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。51ページをお開きください。令和2年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号は次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正であります。第1条は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2804万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1734万円とするものであります。2項は歳入歳出予算の補正における款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。それでは歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので56ページをお開きください。今回の補正の目的は令和元年度分の介護給付費地域支援事業費などの負担金等の額が確定したことに伴い、超過分を返還するため及び介護保険システム改修費の財源が確定したことによるものでございます。1款1項1目一般管理費12節委託料ですが、介護保険制度システム改修費用の財源が確定したことによる財源振替で一般財源38万1千円を減額し、同額を国・道支出金で追加いたします。6款1項2目償還金22節償還金利子及び割引料2804万円を追加いたします。令和元年度に概算交付されました介護給付費、地域支援事業費などの負担

金等の額が確定したことに伴い超過分を返還するものでございます。この負担金等のサービス内容につきましては、介護給付費は特別養護老人ホームなどの施設サービスや居宅介護サービスに係る分であり、また地域支援事業費については高齢者の介護予防に係る分となりまして今回、国、道、支払基金などにそれぞれ超過分を返還するものでございます。歳出は以上です。次に歳入についてご説明いたします。５４ページをお開きください。３款２項５目介護保険事業費補助金１節介護保険事業費補助金３８万１千円を追加し、下段、７款１項５目その他一般会計繰入金１節事務費繰入金３８万１千円を減額いたします。５６ページ、歳出で説明した介護保険制度システム改修費用の３分の２が国の補助に確定したため、財源を一般会計繰入金から国庫補助金へ振替えるものであります。次ページをご覧ください。８款１項１目１節繰越金２８０４万円を追加いたします。５６ページ下段で概算交付されました介護給付費、地域支援事業費などの負担金等の不足分財源を令和元年度の繰越金に求めるものでございます。以上で議案第１１号の説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（討論なしの声）

それでは討論なしと認めます。採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って日程第１５、議案第１１号令和２年度平取町介護保険特別会計補正予算第１号は原案のとおり可決しました。

日程第１６、議案第１２号令和２年度平取町簡易水道特別会計補正予算第１号を議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

議案書の５７ページをご覧ください。議案第１２号平取町簡易水道特別会計補正予算第１号につきましてご説明申し上げます。今回の補正の内容といたしましては２点ございます。１点目として公営企業法適用化会計移行基本方針策定委託業務委託料は当初その全額を一般財源としておりましたが、簡易水道事業債の起債が認められたことによる財源内訳を変更するものでございます。２点目は道営平取南地区函渠工事にかかる当町の水道管移設工事の実施方法が変更になったことによる支出科目を変更するものでございます。第１条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」によることとしております。第２条、地方債の変更は「第２表 地方債補正」によることとしております。それでは歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので６２ページをご覧ください。

さい。３、歳出につきましては１款１項１目一般管理費において総額３５４８万４千円は変更ございませんが、１２節委託料、公営企業法適用化会計移行基本方針策定委託業務が起債対象になったことから財源内訳の一般財源２００万円を減額し地方債２００万円を増額するものであります。２款１項２目建設改良費につきましても総額９３３２万７千円は変更ございませんが、道営平取南地区函渠工事にかかる町水道の移設工事は当初、町が発注し実施する予定でしたが北海道との協議において、道が実施する本体工事と密接に関連することから本体工事の中で移設工事を実施し、その費用を町が北海道に支払う方式の方が工事がスムーズに進められるとの結論に至り支出科目を変更するものでございます。１４節工事請負費２００万円を減額し、１８節負担金補助及び交付金を２００万円増額するものであります。次に歳入についてご説明申し上げますので、６２ページをご覧ください。２、歳入につきましては４款１項１目一般会計繰入金２００万円を減額し、７０９０万７千円にするものであります。これは１款総務費、歳出の部分で説明しました財源が一般財源から地方債に変更になったことによる繰入金の減額であります。６款１項１目簡易水道事業債２００万円を増額し６２６０万円にするものでありますが、１款総務費の歳出の部分で説明しました財源が一般財源から地方債に変更になったことによる増額であります。第２表地方債補正についてご説明申し上げますので５９ページをご覧ください。起債の借入金を２００万円増額し限度額を総額で６２６０万円とさせていただくものであります。以上ご説明申し上げましたのでご審議の程よろしく申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。従って日程第１６、議案第１２号令和２年度平取町簡易水道特別会計補正予算第１号は原案のとおり可決しました。ここで休憩にいたします。午後は再開１３時、１時からということでよろしくお願いいたします。

（休 憩 午前１１時５１分）

（再 開 午後 １時００分）

議長

それでは再開いたします。

日程第１７、認定第１号令和元年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認定について、

そして日程第18、認定第2号令和元年度平取町各会計決算認定についてこれを一括議題といたします。監査委員からの意見書並びに決算資料はお手元に配布したとおりであります。

お諮りします。

令和元年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認定及び令和元年度平取町各会計決算認定については決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って認定第1号及び認定第2号については決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することを決定しました。特別委員会委員の選任につきましては議会運営基準111先例1により、監査委員を除く全議員としております。このことから監査委員を除く11名の議員を決算審査特別委員会に指名いたします。以上のとおり指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って決算審査特別委員会の委員は議長が指名したとおり決定いたしました。またこの決算審査を行うため、本議会は地方自治法第98条第1項の権限を決算審査特別委員会に委任することを決議したいと思いますが異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って平取町議会は地方自治法第98条第1項の権限を決算審査特別委員会に委任することを決議しました。休憩いたします。直ちに議員・委員控室におきまして決算審査特別委員会の開催を決めたいと思いますので1時10分に議会を再開したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

(休憩 午後 1時01分)

(再開 午後 1時10分)

再開いたします。休憩中に開催された特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われその結果について報告いたします。決算審査特別委員会委員長には6番櫻井委員、副委員長には1番金谷委員、以上のとおり互選された旨報告がありました。よろしくお願いいたします。

日程第19、報告第1号令和元年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第1号令和元年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明申し上げますので、議案書の78ページをお開き願います。これは「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比

率及び資金不足比率に関して議会に報告するものであります。79ページを開き下さい。上段の「健全化判断比率」ですが、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」については共に黒字のため算定されておりませんので、「実質公債費比率」と「将来負担比率」の報告となります。括弧内は備考に記載のとおり早期健全化基準値となっており、いずれかで基準値を超えた場合は財政健全化団体として、自主的・計画的な財政の健全化が求められるものであります。「実質公債費比率」は地方公共団体の一般会計等が負担する借入金などの地方債返還額の大きさを当該団体の標準財政規模に対する比率で表したもので、平成29年度から令和元年度までの3ヵ年平均値となっており、当該団体の収入に対しての実質的な借金返済額がどの程度あるのかを示す指標であります。この比率が18パーセント以上になる地方公共団体は地方債（起債）を発行するときに国の許可が必要となり、25パーセント以上になると一般単独事業の許可が制限される早期健全化団体となり、更に35パーセント以上になりますと公共事業等の許可も制限される財政再生団体に指定されることとなりますが、平取町における令和元年度の実質公債費比率は3ヵ年平均で4.4パーセントとなるものであります。続いて「将来負担比率」ですが、これは公営企業、一部事務組合及び広域連合等を含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で表したもので、平取町が将来支払っていく負債の残高を指標化したものであります。この比率が350パーセント以上になる地方公共団体は早期健全化団体に指定されることになり、平成30年度の全道の平均は48.4パーセントとなりますが、平取町における令和元年度の将来負担比率は27.5パーセントとなるものであります。続いて下段の「資金不足比率」であります。これは公営企業を運営する地方公共団体は公営企業会計ごとに、資金不足額を料金収入などの事業規模に対する比率で表したもので、この比率が10パーセント以上になった場合は「企業債の発行が許可制」となり、20パーセント以上になったときは「経営健全化計画」を策定しなければならないとされております。今回、平取町が報告する企業会計は「国民健康保険病院特別会計」と「簡易水道特別会計」の2会計であります。両会計とも令和元年度においては、「資金不足比率」は算定されておりませんので報告させていただきます。最後に今後における平取町の財政状況については、人件費や公債費などは増額し地方交付税は減額されることが懸念され、また基金繰入金なども年々増加傾向にあることから「財政の硬直化」が更に進むことが想定されます。今後につきましてはその事を念頭に置き、「財政の健全化」と「持続可能な財政運営」に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解の程宜しくお願い申し上げます。以上、報告第1号「令和元年度財政健全化判断比率及び資金不足比率」についての報告とさせていただきます。

議長

これから質疑を行います。質疑はありますか。
(質疑なしの声)

	質疑なしと認めます。以上で日程第 19、報告第 1 号令和元年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを終わります。 日程第 20、報告第 2 号継続費精算報告書（平取町国民健康保険病院特別会計）について説明を求めます。病院事務長。
病院事務長	報告第 2 号継続費精算報告書（平取町国民健康保険病院特別会計）についてご報告いたします。議案書 80 ページをお開きください。本報告は地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 2 項の規定によりまして、平成 30 年度から令和元年度までの 2 カ年を継続事業として継続費を設定いたしました事業、平取町国民健康保険病院敷地造成 2 期工事について、工事及び業務が終了いたしましたので令和元年度平取町国民健康保険病院特別会計継続費精算報告書をもって議会に報告するものでございます。次のページをお開きください。令和元年度平取町国民健康保険病院特別会計継続費精算報告書でございます。事業名ですが、平取町国民健康保険病院敷地造成 2 期工事、実績欄にあります支払義務発生額の計が 7 1 2 8 万円となり、全体計画にあります年割額の計 7 3 4 0 万円と比較いたしまして、2 1 2 万円の残となりました。財源内訳につきましても実績欄に記載のとおりでございます。以上、令和元年度平取町国民健康保険病院特別会計継続費精算報告書の報告とさせていただきます。
議長	これから質疑を行います。質疑はありますか。 （質疑なしの声） 質疑なしと認めます。以上で日程第 20、報告第 2 号継続費精算報告書平取町国民健康保険病院特別会計についてを終わります。 日程第 21、陳情第 3 号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情について、この取り扱いについては先に開催の議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について議会運営委員会委員長より報告願います。6 番櫻井議員。
6 番 櫻井議員	陳情第 3 号につきましては産業厚生常任委員会に付託とすることとしておりまして、議長よりお諮り願いたいと思います。
議長	お諮りします。 ただいま議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、陳情第 3 号については産業厚生常任委員会に付託し審査することにご異議ありませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。従って陳情第 3 号については産業厚生常任委員会に付託し審査をすることに決定しました。 日程第 22、意見書案第 5 号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の提出についてを

	議題とします。提出議員からの説明を求めます。6 番櫻井議員。
6 番 櫻井議員	6 番櫻井です。要約してご説明を申し上げます。 （意見書案 朗読） 以上です。
議長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。 （質疑なしの声） 質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。 （討論なしの声） 討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手） 挙手多数です。従って日程第 2 2、意見書案第 5 号については原案のとおり可決しました。 日程第 2 3、意見書案第 6 号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。6 番櫻井議員。
6 番 櫻井議員	これもまた要約してご説明申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案。新型コロナウイルス感染症の拡大は甚大な経済的社会的影響をもたらしており、地方税…
議長	違うほうですね。
6 番 櫻井議員	失礼いたしました。もう一度最初からやり直したいと思います。要約してご説明いたします。 （意見書案 朗読）
議長	説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありませんか。 （質疑なしの声） 質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。 （討論なしの声） 討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成者挙手） 挙手多数です。従って日程第 2 3、意見書案第 6 号については原案のとおり可決しました。

	日程第 2 4、意見書案第 7 号地方財政の充実・強化を求める意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。2 番高山議員。
2 番 高山議員	意見書案第 7 号地方財政の充実強化を求める意見書案。 (意見書案 朗読)
議長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (質疑なしの声) 質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。 (討論なしの声) 討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手) 挙手多数です。従って日程第 2 4、意見書案第 7 号については原案のとおり可決いたしました。 日程第 2 5号、意見書案第 8 号「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現に向けた意見書案の提出についてを議題といたします。提出議員からの説明を求めます。2 番高山議員。
2 番 高山議員	意見書案第 8 号「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30 人以下学級」の実現に向けた意見書案。 (意見書案 朗読) 以上です。
議長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (質疑なしの声) 質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。 (討論なしの声) 討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成者挙手) 挙手多数です。従って日程第 2 5、意見書案第 8 号については原案のとおり可決しました。ここで一旦休憩いたします。 (休 憩 午後 1 時 4 0 分) (再 開 午後 1 時 4 1 分)

それではお諮りいたします。

承認第 1 号閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第 1 として議題といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って承認第 1 号を日程に追加し、追加日程第 1 号として議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、承認第 1 号閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長からそれぞれの委員会において所管事務調査等について閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨の申し出がありました。申出書はお手元に配布したとおりでございます。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って各委員長からの申し出のとおり閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定いたしました。以上で議案の審議が終了いたしました。本定例会に付されました事件の審議状況を報告いたします。議案 15 件で原案可決 12 件、同意 3 件。認定 2 件で特別委員会付託 2 件。報告 4 件で採択 2 件、報告 2 件。意見書案 4 件で原案可決 4 件。承認 1 件で決定 1 件。これにて本日の日程は全て終了いたしました。会議を取りたいと思います。令和 2 年第 8 回平取町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

（閉 会 午後 1 時 43 分）